

承認第6号

豊後大野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月13日 提出

豊後大野市長 川野文敏

豊後大野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年豊後大野市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 7 条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。